

敦賀市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、平成24年7月13日からその効力を生ずるものとする。

平成24年7月13日

敦賀市長 河瀬 一治

次の区域の地先の公有水面埋立地199.97平方メートルを色浜31号宮ノ下に編入する。

大字	字	地番
色浜	31号宮ノ下	5番1 5番2 5番4 6番

次の区域の地先の公有水面埋立地126.33平方メートルを色浜28号鎌屋上に編入する。

大字	字	地番
色浜	28号鎌屋上	24番3 24番10 24番14 27番

次の区域の地先の公有水面埋立地232.31平方メートルを色浜28号鎌屋上に編入する。

大字	字	地番
色浜	28号鎌屋上	24番2 24番12 24番16 24番24